

平成23年3月31日

内閣総理大臣 菅 直人 様

福島県双葉郡葛尾村長 松本允秀

家畜の処分を原発災害の原因者に於いて早急に
実施することについて（緊急要望）

標記の件について、本村には、別紙のように家畜が多数飼養されています。このたびの東京電力福島第1原子力発電所の事故により、本村管内は、20キロメートル圏内の立ち入り禁止区域と30キロメートル圏内の屋内待避地域に指定されました。

これにより、大方の住民は避難しましたが、一部の農家は、村内に残り、また、避難先から、数日に一度通って飼養を続けている状況にありますが、売却を望んでも買い手が見つかず、家畜の飼料も流通されていないことから、餓死する家畜が増加しています。死亡した家畜の処理について、福島県相双家畜保健所に照会したところ、平常時の処理の仕方を指示され、家畜農家が1頭35,000円をかけて処理しなければならない実態にあります。

農家の飼養管理は限界にきており、このまま放置しておく、死亡家畜が急増することは明白であり、家畜伝染病の発生が危惧されております。立ち入り禁止及び屋内待避の地域に指定されているなかで、農家独自の死亡家畜の処理は困難なことから、下記事項について、緊急に強く要望いたします。

記

1. 家畜が餓死する前に、国の責任に於いて適切な土地に家畜を移動し、殺処分後、処理を要望します。
2. 処理した家畜について、飼養農家が納得できる補償を要望します。

(別紙)

葛尾村内家畜飼養数

1, 肥育牛	7 戸	3, 6 1 0	頭
2, 繁殖牛	1 0 0 戸	4 6 7	頭
3, 乳牛	2 戸	1 3 0	頭
4, 養豚	2 戸	1, 2 5 0	頭
5, ブロイラー	4 戸	1 2 0, 0 0 0	羽